

復興公営住宅への入居を希望されている皆さまへ

## 復興公営住宅に関するQ & A

(優先順位・コミュニティ入居向け)



復興公営住宅の申し込み等について、ご質問の多い項目をQ & A方式にまとめましたので、今後の申し込みの参考としてください。

なお、今回は「優先順位」申し込みの内容を主としておりますが、今後「一般抽選」のQ & A等についても順次お知らせを予定しております。

### Q1. 優先順位・コミュニティ入居の申し込み期間はいつからですか？

8月18日(月)～9月5日(金)の期間です。

「入居募集のご案内」は、申し込み開始日より市役所本庁舎1階市民の部屋、各区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター(アエル5階)、証明発行センター、各区中央市民センター等で配布いたします。

### Q2. 復興公営住宅はどのような人が申し込みできますか？

次に示す3つの要件をすべて満たす方が申し込みできます。

#### (1) 東日本大震災により滅失した住宅に居住していた方

震災時に居住していた持家または賃貸住宅が、以下のいずれかに該当する場合

①全壊、全焼または全流出の場合

②大規模半壊または半壊の住宅を取り壊した場合または取り壊すことが確実である場合

※大規模半壊または半壊の民間賃貸住宅にお住まいの方で、自己都合によらず大家等から退去を命じられた場合、大家等からの退去依頼書(退去通知)を有する方も申し込み資格を有します。

※東京電力福島第一原子力発電所事故による居住制限者(申し込み締切日時点で避難指示の対象となっている区域に東日本大震災時に居住していた方)は、避難指示を受けている期間申し込み資格を有しません。

#### (2) 現在住宅に困っていること

居住できる持家がある方、既に公営住宅に入居されている方及び公営住宅に入居が決まっている方は申し込みができません。(ただし、応急仮設住宅として公営住宅に入居されている方は申し込むことができます。)

#### (3) 暴力団員でないこと(同居される方も含む)

※入居申し込み締切日時点で仙台市に住民登録のある方、または仙台市内で被災された方が、申し込むことができます。

※同居できる方は、親族(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)に限ります。

### Q3. 優先順位枠の申し込み資格について教えてください。

Q2で示した要件を満たした方で、優先順位申し込み受付最終日9月5日(金)時点で次の①～③のいずれかに該当する世帯が対象となります。

① 満70歳以上の高齢者のみの世帯

② 中度以上の障害がある方がいる世帯

③ 中学生以下の子を扶養するひとり親世帯

### Q4. 中度以上の障害とは具体的にはどのようなものですか？

身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級の方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の方、療育手帳の交付を受けているA判定・B判定の方です。

**Q5. 世帯員の1人が満70歳以上であれば、優先順位枠に申し込みはできますか？**

同居する世帯員全てが満70歳以上の世帯が申し込みできます。

**Q6. 単身でも優先順位枠に申込することはできますか？**

満70歳以上または、中度以上の障害がある場合には、申し込みできます。ただし、住戸タイプは(2K)となります。

**Q7. 単身世帯だが荷物が多く3Kに申し込みたいができますか？**

単身の方につきましては2Kへの申し込みとなります。

**Q8. 震災前は親子で暮らしていたが、復興公営住宅には優先順位に該当する親と子が分かれて2戸申し込みできますか？**

原則として震災前の世帯を分離して復興公営住宅に申し込むことはできません。ただし、震災前に6人以上で生活していた世帯で、申し込み締切日時時点で、6人以上で申し込まれる世帯は2戸に申し込むことができます。

**Q9. 介護認定があれば、身体障害者として優先順位での申込みを行うことができますか？**

障害者手帳を所持していることが要件となりますので、介護認定のみでは、優先順位での申し込みはできません。

**Q10. コミュニティ入居枠の申し込み資格について教えてください。**

「コミュニティ入居」に申し込まれる世帯全てが、Q2で示した要件を満たすとともに、次の①②の両方を満たす方が申し込むことができます。

- ① 震災前の居住地や応急仮設住宅において形成されたコミュニティであること
- ② コミュニティを構成する世帯が5世帯以上であること

**Q11. グループ申し込みとコミュニティ申し込みの違いは何ですか？**

コミュニティ入居とは、震災前や仮設住宅でのコミュニティのまとまりで入居したい5世帯以上をいい、グループ枠とは、一般抽選区分で申し込まれる2～4世帯のグループをいいます。

**Q12. 高齢者や障害者、中学生以下の子供を扶養しているひとり親世帯の優先順位枠の入居者はどうやって決めるのですか？**

申し込みいただいた世帯の構成等を参考とし、優先順位として配慮が必要な項目を点数化し、その合計点数の高い順に入居者を決定します。ただし、同一の点数となった場合には、同じ点数の申込み世帯で抽選を行い、入居者を決定します。

**Q13. 高齢世帯ですが、復興公営住宅にはエレベーターなどはありますか？**

復興公営住宅には、エレベーターを設置する他、手すりや段差のない通路など、高齢者に配慮した仕様となっています。

ただし、既存住宅の住戸改修により整備を行う住宅等一部の住宅では、エレベーターがありません。「平成26年度復興公営住宅情報」に記載がありますのでご確認ください。

<お問い合わせはこちらまでお願いします>

仙台市都市整備局公共建築部

復興公営住宅室管理係

電話：022-214-8333